

施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行要領

1 目的

本要領は、施工時期が真夏日となる場合の現場管理費の補正を試行実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象

主たる工種が屋外作業であり、「水道工事標準積算基準書（川崎市上下水道局）」または「土木工事標準積算基準書（川崎市建設緑政局）」の現場管理費に基づき積算しているもの。

ただし、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

3 定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度（℃）以上の日をさす。

(2) 対象期間

工事着手日から真夏日確認表（別紙1）提出日までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率^{※1} = 対象期間中の真夏日^{※2} ÷ 対象期間

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 「4 対象期間中の真夏日」による。

4 対象期間中の真夏日

(1) 次のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

ア 環境省が公表している観測地点【横浜（神奈川）】の暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上となる日。

イ 気象庁が公表している観測所【神奈川県横浜】の日最高気温が30度（℃）以上となる日。

ウ 夜間施工（21：00～翌日5：00）については、作業時間中の最高気温が30度（℃）以上または暑さ指数（WBGT）が最高25度（℃）以上の場合とする。なお、作業が2日にまたがる場合は、作業開始時間に該当する日を真夏日とする。

(2) 休工日または事務作業のみを行う日は、ア～ウに該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

(3) 上記に定めのないものについては、監督員と協議すること。

5 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)}^{※3} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{※4}$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{※5}) + \text{補正値}^{※6})$$

※3 補正値 (%) は小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

※4 補正係数：1.2

※5 「水道工事標準積算基準書（川崎市上下水道局）」または「土木工事標準積算基準（川崎市建設緑政局）」における「地域補正の補正係数」をさす。

※6 「水道工事標準積算基準書（川崎市上下水道局）」または「土木工事標準積算基準（川崎市建設緑政局）」における「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事」と重複する場合においても、最高 2 % とする。

6 設計変更

(1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合、真夏日確認表（別紙 1）を監督員へ提出し、確認を受けること。

(2) 真夏日確認表（別紙 1）の提出日は、設計変更の事務処理に必要な日数及び真夏日率の適正な算出を考慮し、原則、工事完成日の 30～40 日前とする。なお、当該資料を提出した日以降については、対象期間には含まないこととする。

(3) 現場管理費の補正は、真夏日確認表（別紙 1）提出後の設計変更の際に行うことを原則とする。

7 適用

令和 2 年 10 月 1 日以降に設計する工事に適用する。